

医療関連分野^(※1)における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）^(※2)について

(※1) 本資料において、医療関連分野とは、以下の(※2)の2種の分野をいう。

(※2) 具体的な個人情報保護に関するガイダンス（案）は、次のとおりである。

医療介護分野：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）

医療保険分野：健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）

国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）

1. これまでの委員会における審議
2. 医療関連分野における個人情報適切な取扱いのためのガイダンス（案）の基本的な考え方
3. 医療関連分野における個人情報適切な取扱いのためのガイダンス（案）の主な内容

1. これまでの委員会における審議

第19回委員会（2016/9/30）

※委員会資料1-1「個人情報保護法ガイドライン（案）について」の
「2. 個人情報保護法ガイドライン（案）について（全体像）」より抜粋

- ✓ 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。
- ✓ なお、各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、**上記のガイドラインを基礎として、当該分野において更に必要となる別途の規律**を定める方向

（別途の規律が必要と考えられる分野の例）

医療関連、金融関連（信用等含む）、情報通信関連

2. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の基本的な考え方

- ✓ 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインは、従前より、医療介護の現場又は医療保険事務の現場の実務に当てはめた際の詳細な留意点・事例をまとめた内容であることから、今般、その位置付けを踏まえ、名称を「ガイダンス（仮称）」とする。
- ✓ 医療関連分野における2種の個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（以下「ガイダンス」という。）（案）については、個人情報保護委員会と、厚生労働省との連名による通知として新たに定める。なお、現行のガイドライン（通知）は廃止する。
- ✓ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を基礎に、医療関連分野において更に必要となる別途の規律として、医療関連分野の留意事項や分野特有の具体的事例を列挙したガイダンス（案）を取りまとめる。
- ✓ 取りまとめに当たっては、行政の継続性等の観点から、現行のガイドラインの考えを維持するとともに、法改正に伴い新たに必要となる規定を盛り込み、また、医療・介護の現場や医療保険事務の現場に混乱や支障が生じないように留意する。
- ✓ 特に定めのない部分については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）・同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）・同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）・同ガイドライン（匿名加工情報編）を適用する。

3. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の主な内容

(1) 従前の考えを維持

医療介護の現場又は医療保険事務の現場で行われてきた以下の事項を引き続き記載

① 匿名化

現行ガイドラインで学術研究目的等のために認めてきた「匿名化」を引き続き記載
また、匿名加工情報との違いを明確にした。

(定義) 個人情報から氏名、生年月日、住所、個人識別符号等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすること

(医療介護ガイダンス)

主に患者の症例を学会発表したり、学会誌で報告したりする場合等に利用
ただし、十分な匿名化が困難な場合は、本人同意を得なければならない。

(健康保険組合等ガイダンス)

主に被保険者等の健診結果等を集団で行う保健指導で紹介する場合等に利用
ただし、十分な匿名化が困難な場合は、本人同意を得なければならない。

② 黙示の同意（第三者提供時の本人同意）

(医療介護ガイダンス)

患者への医療の提供に必要であり、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合 例：他の病院、診療所、助産所、薬局、介護サービス事業者等の連携等

(健康保険組合等ガイダンス)

被保険者等にとって利益となるもの、又は医療費通知等健保組合等の負担が膨大で明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないもので、ホームページ掲載等により明らかにしている場合

例：高額療養費を事業主経由で支給すること（給与口座に振り込むこと）

3. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の主な内容

(2) 法改正に伴い新たに必要となる規定の盛り込み

① 小規模事業者にも規律が適用（ただし、従前からガイドライン遵守が求められてきたもの）

② 定義の追加

個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報について定義を記載

③ 要配慮個人情報の取得時における本人同意の在り方

（医療介護ガイダンス）

- 患者による受診の申し出の行為をもって、当該医療機関が患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することについて本人の同意があったものと解する旨を記載
- 要配慮個人情報の取得の例外について事例を記載し、本人同意を得る必要はない旨を記載
例：急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師等が家族から聴取する場合

（健康保険組合等ガイダンス）

- あらかじめ、本人同意を得る。
- 要配慮個人情報の取得の例外について事例を記載し、本人同意を得る必要はない旨を記載
例：急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師等が家族から聴取する場合

④ 外国にある第三者への提供の制限

医療関連分野の通常の業務として想定され、外国にある第三者への提供に当たっての留意事項を記載

趣旨：外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った内容の契約が締結されていれば差し支えない旨を記載

3. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）の主な内容

(2) 法改正に伴い新たに必要となる規定の盛り込み（続き）

⑤ 第三者提供に係る記録の作成等

医療関連分野の通常の業務として想定され、記録義務が適用されない具体的事例を記載
これらに該当しない場合は、記録義務が適用されるため、記録の作成方法、記録事項及び保存期間等を記載

第三者提供に係る記録の作成において記録義務が適用されない場合	医療介護ガイダンスにおける主な事例	健康保険組合等ガイダンスにおける主な事例
法第2条第5項各号に掲げる者である場合	国、地方公共団体、独立行政法人等への提供	国、地方公共団体、独立行政法人等への提供
法第23条第1項各号に該当する場合	別表3で定める内容 例：処方せんに疑わしい点があった場合における薬剤師による医師等への疑義照会	特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
法第23条第5項各号に該当する場合	事業者からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者へのその結果の通知	レセプトデータの内容点検・審査の委託
本人に代わって提供している場合	他の医療機関等、介護サービス事業者等との連携	高額療養費、付加給付を事業主経由で支給する場合において明細等の個人データを事業主に提供した場合
本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合	家族等への病状説明	医療費通知を世帯ごとにまとめて行う場合において家族分の個人データを本人にWEB上等で提供した場合

⑥ 第三者提供を受ける際の確認等

医療関連分野の通常の業務として想定され、確認・記録義務が適用されない留意事項を記載
これらに該当しない場合は、確認・記録義務が適用されるため、確認の方法、記録の作成方法、記録事項及び保存期間等を記載